

東京都北区立堀船小学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成30年4月1日

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）第十三により、北区立堀船小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2. いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のために次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ①いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ②いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっておりすべての教職員が日々実践すること。
- ③いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

3. いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4. いじめに対する本校の基本認識

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべき「いじめ問題」についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形なので、発見しにくい。
- ④いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在が、教室全体にいじめを許す雰囲気をつくってしまう。

- ⑥いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

5. いじめ防止対策のための組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) メンバー

校長、副校長、主幹、生活指導主任、(学年主任)、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、関係する担任等からなるいじめ防止等の対策のための校内組織。

(2) 活動

- ①いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案についての対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

(3) 開催

必要に応じて開催とし、いじめ事案発生時は、緊急開催とする。

6. いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

(別表参照)

7. 北区教育委員会・関係機関との連携

①北区教育委員会への報告と連携

学校は、重大事態の発生等について北区教育委員会に速やかに報告し、区教育委員会と一体となって対応する。

②児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

学校は、深刻ないじめの原因の一つとして被害の児童や加害の児童の家庭に、児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。

③都教育委員会「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

学校は、個人情報取り扱いや懲戒、出席停止の運用等については、事前に法的な観点から問題がないかを確認するなど、適切な対応が求められることから、東京都教育相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用する。

※弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門家から構成される、学校だけでは解決困難ないじめの早期解決を図る組織である。(平成24年12月に設置)

④警察との連携

8. 保護者への連絡と支援・助言、地域との連携

①保護者

- ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ・憶測などの誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要がある場合、北区教育委員会との連携協力の下、「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応等について説明する。

② P T A の活用

P T A の役員等が被害・加害の児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校は P T A 役員などに情報提供する等、P T A と連携し、必要に応じて協力を依頼する。

③ 民生・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童たちを見守る必要がある。このため、学校は、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での児童の見守り、巡回を依頼する。

9. 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的 配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。